

平成28年1月から

国民健康保険の手続きにマイナンバー（個人番号）が必要になります

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、国民健康保険の届出書や申請書にマイナンバーの記入が必要となります。

※国民健康保険に関する届出や申請は世帯主が行う必要がありますので、「世帯主」と「対象となる方」両方のマイナンバーが必要です。

マイナンバー（個人番号）が必要となる手続き

資格に関するもの	給付に関するもの
<ul style="list-style-type: none">国民健康保険の加入や喪失の届出修学や施設入所のための市外転出の届出 (マル学、住所地特例の届出)被保険者証等の再交付申請世帯主や氏名、住所の変更届出限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等の交付申請	<ul style="list-style-type: none">高額療養費の支給申請療養費の支給申請高額介護合算療養費の支給申請出産育児一時金の支給申請葬祭費の支給申請第三者行為による被害の届出

マイナンバー（個人番号）の確認と本人確認を行います

マイナンバー対象の手続きの際は、窓口においてマイナンバーの確認と窓口に来られた方の本人確認を行いますので、「通知カードなどのマイナンバーが確認できるもの」と「免許証等本人確認ができるもの」を必ずお持ちください。

個人番号の確認



通知カードや個人番号カード、マイナンバー記載の住民票など
(世帯主及び対象者全員のものが必要)

本人確認（窓口に来られた方の確認）

【1点でよいもの】



免許証やパスポート、個人番号カードなど
顔写真付のもの

【2点必要なもの】



顔写真付の身分証明書がない場合は、医療保険証・介護保険証・年金手帳など2点以上の書類が必要です。

※代理人による届出・申請や郵送での届出の場合は添付書類が変わりますので、国保医療課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

阿波市役所 国保医療課
電話 0883-36-8712

